作者はどこにいるか

――著作権と近代文学

野

中

潤

、「テルーの唄」と萩原朔太郎

たのだ。「ゲド戦記 作詞者宮崎吾朗氏への疑問」(『諸君!』二〇吾朗が作詞した劇中挿入歌「テルーの唄」への異議申し立てを行ってはいませんか(萩原朔太郎)」というキャッチコピーを付し、宮崎吾朗を批判した。「貴方の御作りになった歌詞は私の詩に似すぎ現代詩作家・荒川洋治が、アニメ映画「ゲド戦記」の監督・宮崎

○六年十一月号)という一文である。

り上げをさらに伸ばし、年間チャートでは堂々の三十七位に入っ場五位を記録している。七月二十九日に映画が公開されると、売アーされていたこともあってか、オリコンのヒットチャートでは初登九日に発売された。すでに五月にアサヒ飲料のCM曲としてオンエ「ゲド戦記」が公開されるのに先立ち、二〇〇六(平成19)年六月間題の楽曲「テルーの唄」は、スタジオジブリ製作のアニメ映画問題の楽曲「テルーの唄」は、スタジオジブリ製作のアニメ映画

ることを考えると、異例のヒット曲であると言っていいだろう。 ・大人は、ほぼ素人と言っていい作詞家による劇中挿入歌であるとは言え、ほぼ素人と言っていい作詞家によった宮崎駿の息子であたり、インターネットでダウンロードしたりといったスタイルが定着たり、インターネットでダウンロードしたりといったスタイルが定着たり、インターネットでダウンロードしたりといったスタイルが定着たり、インターネットでダウンロードしたりといったスタイルが定着たり、インターネットであることを考えると、異例のヒット曲であると言っていいだろう。 エ十二枚目のシングル「DIRTY OLD MAN~さらば夏よ~」の三五十二枚目のシングル「DIRTY OLD MAN~さらば夏よ~」の三五十二枚目のシングル「DIRTY OLD MAN~さらば夏よ~」の三五十二枚目のシングル「のであると言っていいだろう。

テルーの唄

詞

は、以下のようなものである。

問題になった「テルーの唄」(唄・手島葵、作曲・谷山浩子)の歌

鷹はきっと悲しかろう 夕闇迫る雲の上 いつも一羽で飛んでいる

休めることはできなくて 音も途絶えた風の中 空を掴んだその翼

心を何にたとえよう 心を何にたとえよう 空を舞うよな悲しさを 鷹のようなこの心

う。「ゲド戦記」の公式サイトには、「参考資料」として「こころ」が

生時代に暗誦した萩原朔太郎の詩「こころ」を聞かせたのだとい 依頼した際に、創作意欲を刺激するためということだったのか、学 敏夫が手島葵の歌声のデモテープを聴かせて宮崎吾朗に作詞を

花はきっと切なかろう 雨のそぼ降る岩陰に いつも小さく咲いている

愛でてくれる手もなくて 色も霞んだ雨の中 薄桃色の花びらを

心を何にたとえよう 心を何にたとえよう 花のようなこの心 雨に打たれる切なさを

虫の囁く草原を ともに道行く人だけど あなたもきつと寂しかろう 人影絶えた野の道を 私とともに歩んでる

絶えて物言うこともなく

心を何にたとえよう 心を何にたとえよう 一人ぼっちの寂しさを 一人道行くこの心

紹介されている。 こころはまた夕闇の園生のふきあげ ももいろに咲く日はあれど こころをばなににたとへん されど道づれのたえて物言ふことなければ こころは二人の旅びと ああこのこころをばなににたとへん。 かなしめどもあるかひなしや こころはひとつによりて悲しめども 音なき音のあゆむひびきに うすむらさきの思ひ出ばかりはせんなくて。 心はあぢさゐの花 こころ

「ゲド戦記」の劇場パンフレットによると、プロデューサーの鈴木

わがこころはいつもかくさびしきなり。

109

ろ」は、シェークスピアの作品と同じように、パブリック・ドメイン(社のな問題が生じないのと同じである。つまり、萩原朔太郎の「ここと、少なくとも「盗作」ではない。しかも一九四二(昭和17)年に没ら、少なくとも「盗作」ではない。しかも一九四二(昭和17)年に没ら、少なくとも「盗作」ではない。しかも一九四二(昭和17)年に没ら、少なくとも「盗作」ではない。しかも一九四二(昭和17)年に没ら、少なくとも「盗作」ではない。しかも一九四二(昭和17)年に没ら、少なくとも「盗作」ではない。しかも一九四二(昭和17)年に没ら、少なくとも「盗作」ではない。しかも一九四二(昭和17)年に没ら、少なくとも「盗作」ではない。と前題はないはずである。大のは「本歌取り」のようなものであり、問題はないはずである。大のは「本歌取り」のようなものであり、問題はないはずである。大のな問題が生じないのと同じである。つまり、表別が、大のと同じである。

そのうえで次のように述べるのだ。事情がわかるようになっていることをいちおう認めている。ただし、

(ややこしいけれど)とでもするべきではないか。 (ややこしいけれど)とでもするべきではないか。 福詞・宮崎吾朗」じなかったのか。ここは「原詩・萩原朔太郎 編詞・宮崎吾朗」とすることに、作詞者は、周囲の人たちは、しない。「作詞・宮崎吾朗」とするところに、問題があると思う。しない。「作詞・宮崎吾朗」とするところに、問題があると思う。しない。「作詞・宮崎吾朗」とするところに、問題があると思う。しない。「作詞・宮崎吾朗」とするべきではないか。

らしい。した歌だと知ることができない状態になっているということであるした歌だと知ることができない状態になっているということであるを買った人やカラオケで歌う人が萩原朔太郎の「こころ」をもとにどうやら問題は、「テルーの唄」がこれだけ売れているのに、CD

であることは、パロディをパロディとして成立させるための不可欠の共通点を持つパロディにおいても、オリジナルがよく知られたもので、野暮』である。下敷きにする作品を前提にしているという点での歌が誰の作品であるのかということをわざわざ断る必要はない。の歌が誰の作品であるのかということをわざわざ断る必要はない。本歌取りの場合は、作られた新しい歌を享受する者が、もとの本歌取りの場合は、作られた新しい歌を享受する者が、もとの

会の共有財産)になっているのである。

川洋治も批判文の後段で、「参考資料」の公開によって作詞の

要件である。

のかもしれない。 ところが、萩原朔太郎の「こころ」は、「テルーの唄」を聴く「一般ところが、萩原朔太郎の「こころ」は、「デルーの唄」に対する聴き手の感動が、「ゲド戦記」と宮崎吾朗のところで行き止まりになり、原詩の「こころ」までは届かないのだ。「テルーの唄」に対する聴き手の感動が、「ゲド戦記」と宮崎吾朗のところで行き止まりになり、原詩の「こころ」までは届かないのだ。「テルーの唄」に対する聴き手の感動が、「ゲド戦記」と宮崎吾朗のところで行き止まりになり、原詩の「こころ」までは届かないのだ。「テルーの唄」に対する聴き手の感動が、「ゲド戦記」と宮崎吾朗のところで行き止まりになり、原詩の「こころ」までは、「デルーの唄」を聴く「一般ところが、萩原朔太郎の「こころ」は、「デルーの唄」を聴く「一般のかもしれない。

名前でメッセージを発信し、騒動は沈静化した。
ブリ側が二〇〇六年十月二十四日にプロデューサー鈴木敏夫の的風土が形成されている。荒川洋治の批判に対しても、スタジオジ的風土が形成されている。荒川洋治の批判に対しても、スタジオジム・環代日本社会には著作権問題には敏感な反応をする文化の活躍や、日本文芸家協会や日本音楽著作権協会などの努力に明治維新期の福沢諭吉や昭和初期のウィルヘルム・プラーゲなど

用した上で、鈴木敏夫は次のように述べている。「テルーの唄」成立の経緯について、劇場パンフレットの文章を引

表するに際して、この萩原朔太郎の詩「こころ」の存在は、何ら、こうした経緯で出来上がった以上、私は、「テルーの唄」を公

いきたいと思っています。
ただ今となっては、その判断が甚だ思慮不足であったことを思たい知った次第です。そこで今後は、「テルーの唄」露出の際は、い知った次第です。そこで今後は、「テルーの唄」露出の際は、い知った次第です。そこで今後は、「テルーの唄」露出の際は、いかった次第です。そこで今後は、「テルーの唄」露出の際は、いった次第です。そこで今後は、「テルーの唄」の関係が表だ思慮不足であったことを思いまたいと思っています。

礼申し上げる所存です。 春秋社「諸君!」編集部の皆さまには、改めてこの場を借りて御加えて、今回の指摘を行なっていただいた、荒川洋治氏と文藝たしました関係者の皆さまには、心よりお詫び申し上げます。を招いた原因はスタジオジブリと私にあり、ご迷惑をお掛けい重ねて申し上げますが、今回の表記問題につきまして、混乱重ねて申し上げますが、今回の表記問題につきまして、混乱

駿の息子でもある宮崎吾朗が矢面に立つことを避けてはい

については事なかれ主義が目立ち、適否を冷静に議論することが げる」というのは、あまりにも過敏な反応なのではあるまいか。昭 にもかかわらずこのような形で「お詫び」をした上で「御礼申し上 洋治も「諸君!」編集部も、萩原朔太郎の著作権継承者ではない。 - 初期のプラーゲ旋風のトラウマということなのか、著作権問 スタジオジブリの全面降伏と言ってもいい内容である。 荒川 題

避される傾向があるように思う。

とを嫌って目先の収益を確保することにのみ目を奪われているよ し、パロディという批評的な活動によって商品の価値が低減 あるはずだが、公共財という側面を持つ文化を一方的に私物化 活動を活性化させようとするのが著作権法の基本的な考え方で る。創造的な活動をする者の権利を守り、そのことを通して文化 ロディを目的とするものであっても、その使用を禁じてしまってい たとえば講談社や小学館のような大手出版社のホームページで 著作権を管理している作品について、翻案はもちろんのこと、パ 企業の論理を優先した対応が常態化しつつある。有力な漫 はするこ

ことはもちろん大切だが、著作物を享受し、翻案やパロディーな

重されるべきである。文化を創造するのは、一次的(?)な創作物

誕生したのだろうか。

えば、「作者は死なない」のである。

それでは、著作権者という名の作者は、いったいどのようにして

な創作物を生み出す人びとの権利も、同じように尊

どの二次的

だからこその対応なのかもしれないが、むしろ漫画文化の担い手だ

雑誌を持ち、著作権者として多くの漫画家を抱えている出版社

からこそパロディーには寛容であるべきだ。著作権者の権利を守る

の著作権者だけではないはずなのだ。

たい誰のものなのかという古くて新しい問題である 「テルーの唄」騒動を通して浮かび上がってくるのは、

文化はいつ

著作権者という作

ういう風潮とはかかわりなく、テクストの背後にいる著作権者とい ば、著作者人格権を侵したことになるわけだ。つまり、法的 の「こころ」という詩をそっくりそのまま宮崎吾朗名義で公表す るべきだとされている。著作権が切れていたとしても、萩原朔太郎 護 ○年は法的に保護されている。しかも著作者人格権については保 生き続けるのだし、「著作権後進国」の日本でも今のところ死後 ての作者は、ロラン・バルトの国フランスでは死後七〇年にわたって う名の作者は、時を超えて命脈を保ち続けている。著作権者とし はいない!」などと恫喝されかねない雰囲気すらあった。しかしそ が…」「太宰が…」などと言おうものなら、「テクストの背後に作者 文学研究の世界を席巻したことがあった。一時は、不用意に「谷崎 析』一九六六/邦訳は一九七九)を受けるように、テクスト論 『期間の規定がないので、死後何年経とうとも生前同様に守ら ロラン・バルトによる「作者は死んだ」という宣言(『物語の構

して同書に拠りながら、さしあたって日本における著作権確立期だが、最も早い時期に活躍したのは福沢論吉である。以下、主と作権を確立させるのに大きな役割を果たした人物が何人かいるのよれば、水野錬太郎、ウィルヘルム・プラーゲなど、日本において著大家重夫著『著作権を確立した人々』(二〇〇三年・成文堂)に

にどのような問題が横たわっているのか、概観してみよう。

事情初編』(一八六六・慶応二)『西洋旅案内』(一八六七

たため、流通している福沢諭吉の著作には相当数の偽版が含まれたため、流通している福沢諭吉の著作権法が整備されていなかっ〜七六・明治五〜九)にいたっては、三百万部を超える部数を売り、七六・明治五〜九)にいたっては、三百万部を超える部数を売りては異例の大ベストセラーになっている。『学問のすゝめ』(一八七二にかけて多くの著書を上梓した福沢諭吉だが、いずれも当時とし・慶応三)、『世界国尽』(一八六九・明治二)など、幕末から明治

きっかけとなって、一八六九 たのである。「版木没収」と「利潤御 に自分の文章を併載して版を作り、京都府の官許を受けて出 福 告発され 吉は、「 だと言われている。福沢諭吉はその後も、『續福澤全集第七 一九六八 (明治 九年 吉の「 翻 たのは、膳所藩の 訳 七月 書重板の義に付奉願候書付」を新政府に提出する。 西洋事情』にふりがなを付し、 :元)年 岩波書 -十月、 店 藩校で師範をしていた黒田 (明治2)年に制定されたのが出版条 偽版の横行に業を煮やした福 「偽版取締関係」としてまと 取上げ」を求 傍注をほどこし 8 のたこの 行次郎で、) 嘆願 書が 版し 付録 巻』 沢 諭

る。

する代価として所有権が付与されていたのだと見なすことが

期 よいだろう。 権制度の確立期に、福沢諭吉は確かな足跡を残していると言って ていたかが伺える資料である。これらを見る限り、 さまらないという状況下にあって、 ている。 められている一 政府から禁令や布告が出ても、 連の文書を京都府や東京都 福 沢諭吉がい なかなか iなどに盛ん 偽 かに奮闘 近 代的な著作 流 . 努力し 通が 提 出

価 て、 の獲得につながったはずである。これも、 かった時代に遡れば、原本を書き写し、写本を作ることが所有権 は、不定形の文字情報ではなく、物質としての版木や書物にこそ 権と密接に結びついていた。言い換えれば、 複製するための物質的基盤である「版木」の所有権、 う言葉に端的に表れているように、このころの著作権は著作物 値の基盤があったのだ。たとえば、木版による大量印刷ができな ただし、福 書物の価値が下支えされていた。著作権思想が流布する以前 沢渝 吉がcopyright 0 訳語として作った「 筆写するという労力に 版木を作る労力によっ あるいは使用 版

だけで、 亭 は 総里見八犬伝』(一八一四~一八四二)の作者として知ら よりも、 !版元の組合の申し合わせとして作られた「覚」や「定 (滝 福 沢諭 沢)馬琴も、 作者の著作権を保護するという発想は欠落している。 版木を作った書肆の権利が重視されていた。 吉が 登場した幕末までは、 少ない原稿料と重 文字情 板(偽版)の横行に悩まされ 報を生み っ 江 出 戸 類が した作者 ,時代に れる曲 さある

い」という状態だったわけだ。 とになる。「作者は死んだ」と言う以前に、「作者は生まれていな 作権者という名の作者は、 たという。「覚」や「定」として取り交わされた同業者間の申し合わ 顧だにしていない。現在は死後五十年にわたって生き続けている著 版元の不利益を防ぐことが主眼で、作者の権利については一 版元だけがしこたま儲ける仕組みを前に、なすすべがなかつ 江戸時代には存在しなかったというこ

言えるのである。 だとすれば、福沢諭吉は近代的な「作者」の生みの親であると

福沢諭吉の光と影

ている山口良蔵宛書簡の中で、次のように述べている。 力的に活動していた福沢諭吉は、慶応四年四月に書かれたとされ 末 か 5 明治に かけて、偽版撲滅と版権制 度確立のために精

無知に 賣 ŧ 厳 成 差構 居候 候よし十一 は先づ見合他に活計 禁にてコピライト杯 度上方にて旅案内の重版のみならず西洋事 ĭ :なく野鄙之輩唯利是求己れ逸して人の勞を奪 趣 て人の 在 京の 或 回記も同 知識 朋友より申参候偽版の義は西洋各国にても 影を盗 断これは醐 申 の道を求 法律有之義然るに上 む斯る形勢に 可申と覚悟致居候此 院 様 0 して小生も著述 御蔵 版にて御 方にては少し 情の偽物も出 事は小 [賣弘相 い己れ $\widetilde{\mathcal{O}}$ 商

> 三』の「蔵版の免許(コピライト)」という部分は、「チェンバー を確立した人々』の大家重夫氏によると、『西洋事情

書」を翻訳したものを元に、『新アメリカ百科

ブル・スタンダードになってしまっているのだ。

諭 0 済

吉は、

国内と海外とで態度を変え、他者に厳

項目を訳して補ったものだと言う。

偽版に関して言えば、

事典』のcopyright

- ズの経

しく自己に甘い

生壹人の を閣し文運の一大却歩可相成と竊に歎息致候事 迷 『續福澤全集第六巻』(昭和八年十月・岩波書 一惑の みならず天下之著述家盡 く心を動 かし各筆

ある。 ということなら、福沢諭吉も黒田行次郎と同断である。 物の翻訳あるいは翻案によって成立している。たとえば、『著作権 よって重板(偽版)が作られた『西洋事情』にしても、外国 るとさえ言える。『増訂 ないから、黒田行次郎よりもむしろ「偽版」の色彩が濃いものであ ろうから、「西洋各国にても厳禁」の「偽版」と見ることも可能 (子卿原著)をもとにして、英語部分にルビを振り、広東語 の書は、咸臨丸でアメリカに渡った時にサンフランシスコ在住の清の の処女出版は、『増訂 和訳をほどこしたものである。翻訳権を買い取ったわけではない 人仲夏から譲り受けた英語と広東語の対訳辞典『華英通 至極もつともな主張であるが、「西洋各国にても厳 注釈を加えただけで、自分の文章を併録しているわけでは 華英通語』(一八六○・万延元)である。こ 華英通語』だけではなく、黒田行次郎 禁 福沢諭 人の著作

て保護されるべきであるという考え方がなかった。版権について神そもそも福沢諭吉の時代には、著作権や翻案権が国境を越え

本人にて本国に住居いたし居るながら、著述の本人を蔑視、無縁「翻訳書重板の義に付奉願候書付」という文書の中で、「同一の日

経をとがらせていた福沢諭吉自身、黒田行次郎を非難した前述の

て、外国の本を問答無用でどんどん訳すことは、必要不可欠(必百年は遅れていただろう。福沢諭吉を含めた当時の日本人にとった。確かにいちいち原作者の許諾を求めていたら、日本の近代化はは、重板も盗用もやむを得ないことだと考えていたふしがあるの直接許諾を得ることが難しい「無縁の外国人」の著作物に関しての外国人を取扱ふ如く、公然と其著書を盗候次第」と述べている。の外国人を取扱ふ如く、公然と其著書を盗候次第」と述べている。

る。権問題を無視せざるを得なかったというのは、皮肉な現実であ権問題を無視せざるを得なかったというのは、皮肉な現実であしかし、著作権の概念をいち早く日本に紹介するために、著作

(悪)だったのである。

は、政府にとって都合の悪い著作の刊行を未然に防ぐ制度の確立持つものになったと言えるだろう。福沢諭吉がもたらした「版権」のまとによって、出版条例は出版物の統制という色彩をより強くることにお政府は、「官許」のない書籍の刊行・売買を禁止するる。すでに新政府は、「官許」のない書籍の刊行・売買を禁止する、明治2)年に成立したと言われている出版条例は、一八七五九(明治2)年に成立したと言われている出版条例は、一八七五九(いでにつけ加えておけば、福沢諭吉の働きかけもあって一九六ついでにつけ加えておけば、福沢諭吉の働きかけもあって一九六

していたとも言えるのである。は、いっぽうで著作者の表現の自由を抑圧する制度の確立に加担は、いっぽうで著作者の表現の自由を抑圧する制度の確立に加担にも貢献したわけで、近代的な「作者」の生みの親である福沢諭吉

四、著作権法はなぜあるか

ことだが、著作権法第一条には、次のように記されている。ということは、改めて確認する必要があるだろう。よく知られたとは大切だが、著作権法がいったい何を目的とした法律であるのかとは大切だが、著作権法がいったい何を目的とした法律であるのかとは大切だが、著作権法がいったい何を目的とした法律であるのかとは大切だが、著作権法がいったい何を目的とした法律であるのかが大手を振って世の中を闊歩ついてもその始まりには光と影が交錯しているのだが、いつのまにかかまりにはしばしば胡散臭い出来事がからみついている。著作権に始まりにはしばしば胡散臭い出来事がからみついている。著作権に対まりに記されている。

保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらこの法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放

「著作権者等の権利の保護」に拘泥するあまり、文化の発展をかであり、「著作権者等の権利の保護」はその手段である。ところが、一読して明らかな通り、「目的」は「文化の発展に寄与すること」

えって阻害しかねないような状況が生み出されつつある。

のテーゼが現実的には無効であることを示す実例であるとすら言 佐藤眞氏と和解している。作者の権力がアレンジという形で行われ していたにもかかわらず、三月二十三日にCDの出荷を停止 び東芝EMIは、日本音楽著作権協会の許諾を得てレコーディング 十八日に出された佐藤眞氏の仮処分申請に対して、PE、Zおよ 東京地裁に訴えた事件などはその代表である。二〇〇四年二月 た東芝EMIに対して、作曲者の佐藤眞氏が同一性保持権侵害で えそうな事態である。 た「解釈」にまで及んでいるわけで、「作者の死」というロラン・バルト ズアレンジでレコーディングしたCDを二○○三年十 一月に発売し たとえば、PE、Zという音楽グループ合唱曲「大地讃頌」 」をジャ

掲載すること。

メッセージが掲載されている。 像使用等についてのお願い」と題し、次のような行為を禁じる旨の また前述したように、講談社のホームページには、「著作権・画

2 1. 載すること、 像・文章・漫画・キャラクター等の全部または一部を掲載・転 出版物やホームページ上の文章・漫画等の要約を掲載した 版物の装丁・内容・目次等、 出版物やホームページ上の画像・文章・漫画・キャラクタ あるいはホームページ上の画

> 3 用・改変してイラスト・パロディ・画像等を自分で作成し、掲載 出版物やホームページ上の画像・漫画・キャラクター等を使

すること。

4. あるいはそれらを使用・改変した自作のイラスト・パロディ・画 像等から、壁紙・アイコン・コンピューターソフト等を作成し、 出版物やホームページ上の画像・漫画・キャラクター 等から、

1や2の規定はともかくとして、3や4の中に「パロディ」を禁じ

ミック』『ちゃお』『コロコロコミック』などの漫画雑誌を抱える小学館 を抱える講談社が、インターネットやイントラネットに限ったこと さておき、『少年マガジン』『なかよし』『モーニング』などの漫画雑誌 る根拠になっているはずである。著作者人格権を保持するのは、 禁じているのは、おそらく著作者人格権に基づいた措置だろう。 きを禁じ得ない。管見に入った限りでは、『少年サンデー』『ビッグコ とは言え、パロディに対してここまで不寛容であるということに整 て著作者(小説や漫画を書いた当人)であるはずだという問題は 作権者(作家や漫画家から著作権を譲渡された講談社)ではなく 権」を侵害する行為であるというのが、「改変」や「パロディ」を禁ず すなわち、作品を勝手に書き換えられないための「同一性保持 る文言が含まれている点が大きな問題である。講談社がパロディを

月現在

掲載するこ

のホームページにも、講談社と同様の記載がある。(二〇〇七年四

一等をもとにした漫画・小説・文章等を作成し、

という美名のもとに、何か大切なものが損なわれ始めているのでは み扱われ始めているように思える。「著作権者の権利を保護する」 じつは作者も読者も不在のまま、文化財がたんなる商品としての 作者である作家や小説家の意志を代行する形をとってはいるが、 長する危険性をもつ両社の姿勢には疑問を感じざるを得ない。著 のみに拘泥して、「文化の発展」をむしろ阻害するような風潮を助 だけ「文化の発展に寄与」してきたかを考えるとき、著作権の保護 倣 の関係者が理解できないはずはない。パロディやパスティッシュ、模 育まれるのだということを、日本の漫画文化を牽引してきた両社 たりするものの存在を容認することによってこそ、豊かな文化が ては理解できない話ではない。しかし「低レベル」だったり「悪質」だっ が抱える著作物のイメージダウンを避けようとする企業論理とし 改変に歯止めをかけようとする講談社や小学館の対応は、自社 だったりするものが相当数含まれているのだろう。その手の利用や ジなどにアップロードされてきたものの中には低レベルだったり悪質 やもじり、本歌取りや翻案などの創造的改変が、これまでどれ もちろんひとくちにパロディと言ってもさまざまで、ホームペー に寄与する大きな可能性を秘めた電子図書館である。 を超えている。 は Τί. テクストがデータベース化されているということは、自在に検 十年を過ぎて著作権の消滅した作家の作品を、XHTML(一

パブリック・ドメインということ

庫」(http://www.aozora.gr.jp/)は、利用者に対価を求めず、没後 九七(平 ·成9)年二月に設立された電子図書館「青空文

峠

文芸」など任意の単語についても同様の検索が可能で、「大菩薩

マドロス」のように複数の語を組み合わせて検索することもで

を決めて入力し、時間をかけて校正を重ねては、インターネット上 っているのは、「青空工作員」と呼ばれているボランティアで、底 マイナー作家にいたるまで、有名無名を問わず、ありとあらゆる 気作家から、清水紫琴、大阪圭吉、矢田津世子、蘭郁二郎などの サイバースペースの無償提供などをしていて、収蔵作品数は六千編 立間もない頃からトヨタ財団やアスキーなどの企業が資金援助や の共有財産)としてデータベース化されているわけで、文化の発展 に公開している。近代文学のテクストがパブリック・ドメイン(社会 作家の著作物が次々に収蔵されている。入力や校正の作業に当た HTML)形式のテキストで収蔵しているウェブサイトである。 夏目漱石、森鷗外、芥川龍之介、太宰治 などの人 本

日本の文化問題」など九編がリストアップされる。「人造人間」「大 ストが瞬時にリストアップされてくる。たとえば「版権」と入力して 置されている検索窓を使うと、六千編の中から検索語を含むテク することが可能であるということで、青空文庫のトップページに設 (Lord Rayleigh)」、夢野 検索すると、葛西善蔵「浮浪」、穂積陳重「法窓夜話」、 「トコヨゴヨミ」、中里介山「生前身後の事」、寺田寅彦「レーリー卿 、久作「能とは何か」、宮本百合子「今日の 田山花袋

限り、著作権者としての作者は、没後五十年を経て二度目の死を 性をもった電子図書館であることは確かだろう。青空文庫を見る 遺産をパブリック・ドメインとして活用していく上で、大きな可能 テクストクリティークという点で課題はあるが、近代文学の タル情報が残されているはずである。それらの情報はこのままでは あるいは九○年代以降のものに関しては、

ようなところがある。大阪圭吉の小説など、青空文庫がなかった 迎えることによって、かえって再び読者を獲得してよみがえっている 田 メインとして活用しうる状態にすることは、故人にとっても、学会 作権者の許諾を得て順次公開すべきだと考える。三好行雄や前 散逸してしまう可能性があるので、速やかに保管措置をとり、 ・愛、薬師寺章明や保昌正夫といった先達の業績をパブリック・ド

印刷

所や出版社にデジ

など、まったく気づかずにいたかもしれない。 れば、平林初之輔が「人造人間」という探偵小説を書いていたこと ら、いったどうやって読むことができたのだろう。検索機能がなけ

げてきた蓄積は膨大で、その量は年々増すばかりである。『日本近

文学』のバックナンバーから「三派鼎立」という語を含む論文を

にとっても望ましいことである。近代文学研究がこれまでに積み上

文学研究の世界にも、そういう観点から検討すべき課題はたくさ デジタル情報として存在することの意味はきわめて大きい。近代 が、青空文庫の例を見てもわかるように、インターネットの世界に んある。たとえば、研究論文のデータベース化などはその一つだろ . 媒体のメディアも、まだまだ大きな役割を果たし続けている 瞬時にリストアップできるような条件を整備することは、

Ď

を支えるという事態は、ごくごく少数の例外を除いて考えにくい

文学研究の論文が著作権料収入をもたらし、研究者の生活

近 はなく、もしかすると、解体しつつある近代文学研究が「文化の発 展に寄与する」可能性が開けるかもしれないではないか。 研究者にとって大きな意味を持つのではないだろうか。それだけで 代文学研究の世界においても、著作権といかに向き合うべきか IT革命によって表現活動の基盤が大きく変容する中にあって、

学』や『昭和文学研究』などの学会誌のバックナンバーも、DTP(デ にパブリック・ドメインとして公開されるべきだろう。『日本近代文 れるべきである。だとすれば、公表された研究論文は、海外の日 読まれること、参照され、引用され、活用されることにこそ置か のが現状である。研究論文の価値は、買われることよりもむしろ 本文学研究者も容易にアクセスできるように、できるだけ速やか

スク・トップ・パブリッシング)が普及し始めた一九八〇年代後半、

(のなか・じゅん)

がさまざまな局面で改めて問われて始めている。

